

就労移行等実態調査について（調査事業所記載要領）

- ・調査対象は、平成23年10月1日時点で以下の【調査票①、②の対象事業所・施設】に記載のある事業の指定を受けている事業所となります。
- ・調査票に定めのない場合は、平成23年10月1日時点での内容を記入してください。
- ・都道府県から配布された「就労移行等実態調査票」を作成のうえ、都道府県の指定期日までにご提出ください。
- ・「就労移行等実態調査票」は調査票①と調査票②の2種類あります。貴事業所において実施されている事業種別により、該当する調査票にご回答をお願いします。

【調査票①の対象事業所・施設】

- ・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
- ・身体障害者授産施設（入所）・身体障害者授産施設（通所）・身体障害者小規模通所授産施設・身体障害者福祉工場
- ・知的障害者授産施設（入所）・知的障害者授産施設（通所）・知的障害者小規模通所授産施設・知的障害者福祉工場
- ・精神障害者授産施設（入所）・精神障害者授産施設（通所）・精神障害者小規模通所授産施設・精神障害者福祉工場

【調査票②の対象事業所・施設】

- ・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
- ・身体障害者更生施設・身体障害者療護施設
- ・知的障害者更生施設（入所）・知的障害者更生施設（通所）
- ・精神障害者生活訓練施設
- ・多機能型事業所については、それぞれの事業毎に調査票を作成してください。
- ・主たる事業所と従たる事業所がある場合は、主たる事業所へ集約し、調査票を作成してください。
- ・新体系の事業所について、過去の時点に関する設問に関し、その時点は旧体系の施設である場合、旧体系の実績を含めご回答ください。多機能型へ移行する場合は、重複のないように実績を記入してください。
- ・調査票の最後にチェックシートがありますので、「×」がある場合は、「○」になるよう記載内容を修正してください。

【調査票①の留意事項】

○問1について

- ・経営主体は法人格から記入してください。

○問2について

- ・複数の事業を実施している場合は、2（多機能実施）を記入のうえ、事業毎に調査票を作成してください。

○問3（4）について

- ・障害種別は受給者証にある身体障害者・知的障害者・精神障害者とし、重複のある場合は主な障害種別としてください。

○問4（1）・（2）について

- ・現員数欄については、それぞれの時点における施設利用者の実人数を記入してください。
- ・障害基礎年金受給者については、（1）の平成23年10月1日時点の現員数以下となっているか確認してください。

○問4（3）について

- ・利用前状況別人数の合計数が、平成23年10月1日時点の現員数と一致しているか確認してください。
- ・利用前状況については、貴事業所を利用する前6ヶ月の間の状況を記入してください。たとえば、特別支援学校を卒業し、在宅を経て利用された場合は、2を記入してください。
- ・未就労（在宅）は、6ヶ月以上その状態が続いていた場合のみ該当となります。

○問5（1）について

- ・調査期間内に同一人物が複数回退所した場合、それぞれ集計し記入してください。

○問5（2）～（4）、（8）について

- ・問5（1）の該当期間内の「1 就職」欄の人数以下になっているか確認してください。

○問5（5）（6）について

- ・定着支援方法の重複は可のため、例にならって記入してください。

（例） Aさん 訪問2回、電話3回、交流会1回

Bさん 訪問1回、電話1回、来所1回 の場合

定着支援方法・人数										
方法	訪問による支援		勉強会・研修会・交流会		電話、メール等による支援		来所による支援		その他	
実人数	2	人	1	人	2	人	1	人	0	人

○問5（9）について

- ・利用前状況別人数の合計数が、問5（1）で「1 就職」と記入した人数と一致しているか確認してください。
- ・利用前状況については、貴事業所を利用する前6ヶ月の間の状況を記入してください。たとえば、特別支援学校を卒業し、在宅を経て利用された場合は、2を記入してください。
- ・未就労（在宅）は、6ヶ月以上その状態が続いていた場合のみ該当となります。

○問6（1）（2）について

- ・職員数は、利用者に対して直接サービスを提供している者及び就労や工賃に関する業務を行っている人数を記入してください。（事務のみの職員等は含みません）また、常勤換算法ではなく、実人数を記入してください。常勤及び非常勤の区分は事業所における考え方に沿って行ってください。
- ・（2）は、人員基準外に実人数として配置している場合で、該当する業務を行っている場合に人数

と月あたりの実働日数（目安でよい）を記入してください。複数の人数がいる場合の実働日数は合計数を書いてください。

（例） 同一人物が 午前 ジョブコーチ4時間勤務 → ジョブコーチ 1人 1日
午後 営業活動4時間勤務 営業職員 1人 1日

（おおよその人数と実働日数を把握する目的のため、他の業務と兼務の場合でも、その業務を一定以上行っていれば、1人に含め、1日としてカウントする）

○問6（3）について

- ・ 正確な訪問社数がわからない場合は、概数でもいいので記入してください。

○問7（1）（2）について

- ・（1）の延人数欄については、施設外支援（合計、職場実習、求職活動）1回につき1人としてください。また、延人数欄と実人数欄については、延人数が実人数以上となっているか確認してください。
- ・（2）は職場実習利用者の職場実習1回当たりの利用期間を記入してください。そのため、（1）の「職場実習」の「延人数」欄と（2）の「合計」欄が一致しているか確認してください。

（例）Aさんが企業実習を年に2回行い、1回目の利用期間が20日間、2回目の利用期間が10日間の場合、（1）の延人数2人、実人数1人、延日数30日間、（2）の2が1人、3が1人ということになります。

○問8（1）について

- ・ 延人数欄については、施設外就労1回につき1人としてください。
- ・ 延人数欄と実人数欄については、延人数が実人数以上となっているか確認してください。

○問8（2）について

- ・ 問8（1）の実人数以下となっているか確認してください。

○問8（3）について

- ・ 施設外就労により就労している者の半数以上を新たに受入れている場合、又は施設外就労を行っていない場合は“0”と記入してください。

○問9について

- ・ 売上額欄については、売上額のうち企業等からの売上額と官公需額（国、地方）を合算した額以上となっているか確認してください。

○問10（1）について

- ・ 「最低賃金以上を支払っている利用者数」と「減額特例を受けている利用者数」の合計が「雇用契約を締結している利用者数」と一致しているか確認してください。

○問10（2）、問11について

- ・ 平均工賃（賃金）は、平成23年9月分一月について、時給により記入してください。

○問12（2）について

- ・ 暫定支給決定者の合計は、問12（1）の①の人数以下になっているか確認してください。
- ・ 就労移行支援と就労継続支援A型の各暫定支給決定者と支給決定期間の合計が一致しているか確認してください。

【調査票②の留意事項】

○問1について

- ・経営主体は法人格から記入してください。

○問2について

- ・複数の事業を実施している場合は、2（多機能実施）を記入のうえ、事業毎に調査票を個別に作成してください。

○問4について

- ・現員数欄については、それぞれの時点における施設利用者の実人数を記入してください。

○問5（1）について

- ・調査期間内に同一人物が複数回退所した場合、それぞれ集計し記入してください。

○問5（2）について

- ・問5（1）の該当期間内の「1 就職」欄の人数以下になっているか確認してください。

○問6について

- ・売上額欄については、売上額のうち企業等からの売上額と官公需額を合算した額以上となっているか確認してください。